

本会議から付託された議案8件を審査するため、令和4年6月17日に総務生活委員会を開催しました。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて (令和3年度総社市一般会計 補正予算(第16号))

～内容～

本委員会の所管に属する部分は、歳入では市税、地方譲与税、地方交付税、寄附金及び市債等の確定に伴う補正、歳出では基金積立金及び国民宿舎事業費特別会計への繰出金の確定に伴う補正が主なもの。

～結果～

次のような審査の結果、本委員会の所管に属する部分は全員一致で承認すべきであると決定した。

～質疑～

問：歳入で、市たばこ税とゴルフ場利用税交付金の増額の要因は何か。

答：紙たばこの販売本数は下がっているが、近年の加熱式たばこの販売数の増加や紙たばこに係る税率改正があり、結果的に増税額が販売本数減少による減収分を上回ったためと考えられる。また、ゴルフ場利用税はコロナ禍でもアウトドアの利用者は増加傾向であるため、ゴルフ場利用者の増加によるものと考えられる。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて (総社市税条例等の一部改正)

～内容～

関係政令が公布されたことに伴い、総社市税条例について早急に改正を加える必要が生じたもの。

～結果～

特に質疑、討論もなく、全員一致で承認すべきであると決定した。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて (総社市都市計画税条例の一部改正)

～内容～

関係政令が公布されたことに伴い、総社市都市計画税条例について早急に改正を加える必要が生じたもの。

～結果～

質疑、討論もなく、全員一致で承認すべきであると決定した。

議案第 32 号 岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山県市町村総合事務組合規約の変更について

～内容～

令和4年3月31日をもって、竹川組合が解散したことに伴い、当該組合が脱退することを承認するとともに、規約を変更しようとするもの。

～結果～

質疑、討論もなく、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定した。

議案第 33 号 総社市税条例の一部改正について

～内容～

関係法律が改正され、法律名を改めたことに伴い、関係条文の整備を行おうとするもの。

～結果～

質疑、討論もなく、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定した。

議案第 34 号 財産の取得について

～内容～

現在消防署昭和出張所に配置している車両（消防ポンプ自動車1台）を更新しようとするもの。

～結果～

特に質疑、討論もなく、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定した。

議案乙第 2 号 総社市交通事故見舞金支給条例の制定について

内容～

交通事故により死亡または傷害を負った者に対して見舞金を支給するため、必要な事項を定めようとするもの。

～結果～

次のような審査の結果、起立採決により起立多数で、**可決**すべきであると決定した。

～質疑～

問：交通事故の加害者になった場合でも 見舞金は支給するのか。

答：この条例では、加害者被害者ということではなく、交通事故にあわれて死傷された者に対して支給するものである。

問：支給対象者について、なぜ市民だけに限定しないのか。また、見舞金ならばもう少し金額が少なくても良いのではないか。

答：支給は基本的に市民に限るが、同じ学校に通っている児童生徒のなかで、対象となる者とならない者があるのは不公平と考えたためである。また、金額は総社市犯罪被害者等支援金の支給に関する条例を参考としている。

質疑を終結した後、討論に入ったところ、三宅委員から「交通事故にあわれた方に対する寄り添いの気持ちが、見舞金を支給することだけで完結してしまうのではないか。本来は悲惨な交通事故を起こさない対策、交通マナーに対する対応をすべきと考える。この条例では、加害者であっても見舞金が支給され、県外での事故も対象とするなど理解しがたい。」との反対討論がありました。次に、岡崎委員から「昨年議案第 77 号で提出された条例だが、その際は条例内容に一部同意できなかったため反対したものだが、この度内容を見直し議員提案として出されたものである。全国にも同じような条例を持つ自治体は存在しており、意味がないものではない。また、見舞金額も犯罪被害者支援金と同額であり妥当と考える。さらに、被害者に保険金がありなければ見舞金の支給は通院等に役立つと考えられる。」との賛成討論がありました。起立採決の結果、起立多数により、可決すべきであると決定いたしました。

議案第 35 号 令和 4 年度総社市一般会計補正予算（第 3 号）

内容～

年度途中における事業の推進等により必要となった経費を計上するもの。

～結果～

次のような審査の結果、本委員会の所管に属する部分は起立採決により起立多数で、**可決**すべきであると決定した。

～質疑～

問：空き家対策の調査委託は、どういったことを目的に行うのか。また、調査後はどのような動きをするのか。

答：令和 4 年 3 月に策定した総社市空家等対策計画に基づき、空き家の利活用の促進等を強化していく必要があることから、改めて市内全域の空き家等の実態を把握するため調査しようとするもの。あわせて庁内の他部署とも連携し適切な対応をしていくため、その調査結果を管理するシステムも導入するもの。調査により危険度などのランク付けをし、ランクに応じたアプローチを積極的に行い、空き家の掘り起こしや特定空家の対策、また、特定空家にならない対策もとっていきたい。

問：ウクライナ避難民の県内の状況はどうか。また、避難生活一時金について 30 万円の根拠は何か

答：県内には 4 人の方が避難していられていると聞いている。身寄りのない方に対しての支援金額は、平成 30 年 7 月豪雨の際の被災者生活再建支援金の、住家が全壊で単身世帯の基礎支援金 75 万円を参考にして 50 万円相当とした。内訳は生活家電購入費が 20 万円相当と一時金 30 万円である。

質疑を終結した後、討論に入り三宅委員から、「議案乙第 2 号総社市交通事故見舞金支給条例に関連する予算が盛り込まれていることから、この補正予算にも反対である。」との反対討

論がありました。起立採決の結果、本委員会の所管に属する部分については、起立多数により、可決すべきであると決定いたしました。